

## 一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札は、単体企業及び特定建設工事共同企業体との混合入札により実施する一般競争入札公告である。

平成 29 年 10 月 5 日

日本赤十字社

血液事業本部長 高橋 孝喜

### 1 工事概要

- (1) 工事名 京都府赤十字血液センター移転改修工事
- (2) 工事場所 京都府京都市伏見区中島北ノ口町 26 番地
- (3) 工事内容 京都府赤十字血液センター移転改修工事一式

#### ア 改修建物の概要

- (ア) 敷地面積：2,368.26 m<sup>2</sup>
- (イ) 延床面積（本体建物）：4,690.30 m<sup>2</sup>
- (ウ) 階数：地上 6 階建（塔屋 1 階：36.37 m<sup>2</sup>）
- (エ) 構造等：鉄骨鉄筋コンクリート造（耐震構造）

#### イ 減築工事の概要

本体建物の減築面積：800.195 m<sup>2</sup>（予定）

#### ウ 改修工事の概要

(ア) 本体建物の延床面積：3,890.105 m<sup>2</sup>（予定）

#### (イ) 改修内容

ア) 改修工事（屋上防水改修、外壁復旧、内外装改修、自家用発電機新設、建具新設、庇新設他）

イ) 電気設備工事

ウ) 機械設備工事（屋内外給排水衛生工事含む）

エ) 昇降機設備工事

オ) 外構工事

※詳細は、別途配付する設計図書のとおり

- (4) 工期 平成 29 年 12 月上旬～平成 30 年 8 月下旬（予定）
- (5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

## 2 競争入札参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

### (1) 単体企業入札参加者に必要な資格に関する事項

ア 競争入札に参加することができない者。

(ア) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

(イ) 経営状態が著しく不健全であると認められた者。

イ 日本赤十字社本社、又は日本赤十字社近畿ブロック血液センターにおいて、建設工事の「502 建築一式」の競争入札参加資格の認定を受けている単体の企業であること。

ウ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受け、営業年数が継続して 5 年以上であること。

エ 経営事項審査結果通知書（審査基準日が直近のもの）における建築一式工事の総合評定値が 1,050 点以上であること。

オ 平成 19 年 4 月 1 日以降に完成し、引渡し済である日本国内での建築工事で、以下と同規模以上の元請としての施工実績を単体として有していること。

・新築、増築又は改築工事に係る部分が、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上 6 階建以上かつ延床面積 3,500 m<sup>2</sup>以上の建物。

カ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

(ア) 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格取得後 5 年以上の実務経験を有する者。

(イ) 平成 19 年 4 月 1 日以降に、上記 オの工事において現場代理人、主任技術者又は監理技術者として施工した経験を有する者。

(ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

(エ) 本件入札公告の時までに競争入札に参加する者と 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有する者。

キ ISO 9000 シリーズ及び ISO 14000 シリーズの登録証を取得していること。

ク 京都府内に本社（本店）又は支店（営業所等）を有すること。

ケ 本件一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき、日本赤十字社から、又は京都府内で行われる営繕工事の不正行為等に基づき、京都府若しくは国からの指名停止等の措置を受けていないこと。なお、京都府若しくは国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間を対象とした上で、上記申請書の提出期限の日から開札の時までの期

間に指名停止の措置を受けていないこと。

コ 本工事に係る設計・監理業務の受託者である株式会社内藤建築事務所と資本若しくは人事面において、次の条件で関連がある者でないこと。

(ア) 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

(イ) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者。

サ 会社更生法（平成 14 年度法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

シ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ス 本工事に単体で入札する企業は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の構成員としての本件入札への参加はできないこと。

## (2) 共同企業体の結成に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たしている者により構成される共同企業体であること。

ア 共同企業体としての結成要件

(ア) 自主的に結成された共同企業体であること。

(イ) 共同企業体の構成員は 2 者とすること。

(ウ) 共同企業体の経営の形態は、共同施工方式とすること。

(エ) 共同企業体の構成員は、単体企業での本件入札への参加はできないこと。

(オ) 共同企業体の構成員は、本工事にかかる他の共同企業体の構成員としての本件入札への参加はできないこと。

イ 共同企業体の各構成員の共通資格要件

(ア) 競争入札に参加することができない者。

ア) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

イ) 経営状態が著しく不健全であると認められた者。

(イ) 日本赤十字社本社、又は日本赤十字社近畿ブロック血液センターにおいて、建設工事の「502 建築一式」の競争入札参加資格の認定を受けていること。

(ウ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受け、営業年数が継続して 5 年以上であること。

(エ) 本件一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき、日本赤十字社から、又は京都府内で行われる営繕工事の不正行為等に基づき、京都府若しくは国からの指名停止等の措置を受けていないこと。なお、京都府若しくは国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名

停止が終了する期間を対象とした上で、上記申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に指名停止の措置を受けていないこと。

(オ) 本工事に係る設計・監理業務の受託者である株式会社内藤建築事務所と資本若しくは人事面において次の条件で関連がある者でないこと。

ア) 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

イ) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者。

(カ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(キ) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ウ 共同企業体の代表構成員の資格要件

(ア) 構成員のうちで出資比率が最大であること。

(イ) 平成 19 年 4 月 1 日以降に完成し、引渡し済である日本国内での建築工事で、以下と同規模以上の元請としての施工実績を単体又は共同企業体の代表者（出資比率が 50%以上）として有していること。

・新築、増築又は改築工事に係る部分が、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上 6 階建以上かつ延床面積 3,500 m<sup>2</sup>以上の建物。

(ウ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

ア) 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格取得後 5 年以上の実務経験を有する者。

イ) 平成 19 年 4 月 1 日以降に上記（イ）の工事において現場代理人、主任技術者又は監理技術者として施工した経験を有する者。

ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

エ) 本件入札公告の時までに競争入札に参加する代表構成員と 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有する者。

(エ) 経営事項審査結果通知書（審査基準日が直近のもの）における建築一式工事の総合評定値が 1,050 点以上であること。

(オ) ISO 9000 シリーズ及び ISO 14000 シリーズの認証を取得していること。

(カ) 京都府内に本社（本店）又は支店（営業所等）を有すること。

エ 共同企業体の第 2 構成員の資格要件

- (ア) 出資比率が 30%以上であること。
- (イ) 京都府内に本社（本店）を有すること。
- (ウ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
  - ア) 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格取得後 5 年以上の実務経験を有する者。
  - イ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。
  - ウ) 本件入札公告の時までに競争入札に参加する第 2 構成員と 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有する者。
- (エ) 経営事項審査結果通知書（審査基準日が直近のもの）における建築一式工事の総合評定値が 900 点以上であること。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局

所在地：〒105-8521 東京都港区芝大門一丁目 1 番 3 号

施設名：日本赤十字社

担当者：血液事業本部 経営企画部 用度課

佐藤 哲也、上野 作太郎（西館 5 階）

T E L：03-6848-8189（直通）

F A X：03-3459-1560

#### (2) 入札説明書等の配付期間及び場所

日 時：平成 29 年 10 月 5 日（木）～ 平成 29 年 10 月 19 日（木）

土曜、日曜及び祝日を除く 10 時 00 分から 16 時 30 分まで

場 所：上記 3（1）に同じ。

なお、次の場所でも同様に配付する。

ア 所在地：〒567-0085 大阪府茨木市彩都あさぎ 7 丁目 5 番 17 号

施設名：日本赤十字社近畿ブロック血液センター

担当者：総務部 用度課 高口 民江、中村 祐介

T E L：072-643-1052（直通）

イ 所在地：〒605-0941 京都府京都市東山区三十三間堂廻り町 644

施設名：京都府赤十字血液センター

担当者：事務部 総務課 伊藤 良三、生山 高士

T E L：075-531-0111（直通）

#### (3) 本工事に係る一般競争入札参加資格確認申請書の提出期間及び場所

日 時：平成 29 年 10 月 5 日（木）～ 平成 29 年 10 月 20 日（金）

土曜、日曜及び祝日を除く 10 時 00 分から 16 時 30 分まで

場 所：上記 3（1）に同じ。

(4) 入札及び開札の日時及び場所等

日 時：平成 29 年 11 月 14 日（火）14 時 00 分から

場 所：〒105-8521 東京都港区芝大門一丁目 1 番 3 号

日本赤十字社 本社 東館 2 階 視聴覚室

4 その他

(1) 入札保証金 免除とする。

(2) 契約履行保証

落札者は、請負代金額の 100 分の 10 以上の、日本赤十字社が確実と認める金融機関（金融機関の長期債格付の投資適格基準で、「B a a 2」及び「B B B」以上の格付）の債務保証、公共工事履行保証による保証、又は履行保証保険契約の締結による保証を行うこと。

(3) 火災保険付保の要否 要。

(4) 入札の無効

本公告の示した競争入札参加資格のない者の入札、資格確認申請書等日本赤十字社に提出した書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格を超え、最低制限価格に最も近い価格の提示をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 配置予定技術者の確認

配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 3（1）に同じ。

(10) 競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

ア 単体企業入札参加資格に関する事項

上記 2（1）イに掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者は上記 3（3）により本件一般競争入札参加資格確認申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、上記 2（1）イに掲げる競争入札参加資格審査の認定を受け、かつ本工事に係る一般競争入札参加資格の確認を受けていなければならない。

イ 共同企業体入札参加資格に関する事項。

上記２（２）イ（イ）に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者は上記３（３）により本件一般競争入札参加資格確認申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、上記２（２）イ（イ）に掲げる競争入札参加資格審査の認定を受け、かつ、共同企業体として本工事に係る一般競争入札参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 競争入札参加資格確認の取り消し

本件競争入札参加資格があると確認された者又は共同企業体の構成員に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格の確認を取り消すことがある。

(12) その他

詳細は入札説明書による。